

# オープンカウンターによる見積合せ（物品）注意事項

七尾市総務部監理課

## 1. オープンカウンターとは

見積合せにおいて、見積りの相手方を市が特定せず、参加を希望する方（以下「参加希望者」という。）からの見積書提出により、契約の相手方を決定する方法です。

## 2. 対象案件

オープンカウンターの対象とする物品は、市役所各課において必要とする物品（印刷物を含む。）を、監理課がとりまとめて発注するものです。

なお、発注金額又は納期の関係等によりオープンカウンターの対象とならないものもあります。

## 3. 参加資格

オープンカウンターによる見積合せに参加することができる方は、次の各号に定める要件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 七尾市契約事務規則（平成16年七尾市規則第53号）第5条の規定に基づく入札参加資格を有すること。
- (3) 見積合せ日現在において、七尾市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 見積合せ日現在において、七尾市税の未納がないこと。

## 4. 見積合せの実施時期

オープンカウンターによる見積合せは、毎月、定期的に行います。

## 5. 見積りの方法

- (1) 対象案件に係る仕様書等は監理課（本庁1階）において閲覧に供します。  
なお、ホームページにも掲載しますのでご覧ください。
- (2) 参加希望者は、所定の様式による見積書を期限までに監理課へ提出してください。  
郵送による提出は認めません。  
なお、所定の様式は、ホームページの入札・契約情報をご覧ください。

## 6. 契約の相手方の決定方法

七尾市契約事務規則第37条及び第38条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積書を提出した方を契約の相手方とします。

## 7. その他

- (1) 参加希望者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、七尾市契約事務規則その他関係法令等を遵守してください。
- (2) 参加希望者がいない場合や予定価格の制限の範囲内に見積書の提出がなかった場合は、発注する物品の業種において選定したもので見積合せを実施します。
- (3) その他、次の点にご注意ください。
  - ・市の提示する仕様書により見積りを行い、市の指定する日時までに監理課契約グループまで提出する。（時間厳守）遅れた場合は無効。

- ・市の提示する仕様書の内容等について不明な点がある場合には担当課の指示に従うこと。
- ・見積書は封筒に入れ、封筒の表に業者名、見積合せ日、見積合せ番号及び物品名を記載のうえ持参すること。郵送による提出は認めない。
- ・見積書は、原則所定の様式のものを使うこと。（ホームページに見積書の様式を掲載してあります。）
- ・見積金額はすべて一品毎に消費税抜きの金額を記載すること。
- ・見積書の宛先は「七尾市長」とすること。
- ・見積書の差し替えは認めない。1者が複数の見積書を提出した場合は無効とする。
- ・日付、業者名、印等のないもの、必要事項の記載のないもの、誤りのあるもの及び判読できない見積書は無効とする。
- ・同価の最低見積者があるときは、くじ引きで契約者を決定する。
- ・予定価格を超過した場合は見積手続きをやり直すものとする。
- ・見積合せ終了後、落札者等を監理課及びホームページにて公表する。（電話照会には応じない。）
- ・落札者には電話で通知するので速やかに納品等の手続きを行うこと。